

## よくあるご質問

Q1. 最近父の物忘れがひどくなってきました。施設の入居金の支払いを準備していますが、その前にできることはありますか？



A1. いざ施設への入居金を支払うときに、認知症になってしまっていると、銀行口座が凍結されて支払えない場合もあります。事前に信頼できる子ども等に信託しておくことをお勧めします。

Q2. 現在母親が実家で一人暮らしをしています。今後のことが心配です。何か対策はありますか？



A2. 今後お母さまが認知症や病気等で長期入院されると、ご実家は空き家のまま手続きが困難となってしまいます。事前に子ども等に信託しておけば、信託された人が、売買やリフォーム等の手続きができるので、お母様の介護費用に充てることもできます。



Q3. 高齢の父はアパート経営をしています。今は元気ですが、今後アパートの管理や修繕の手続きができなくなることを心配しています。



A3. お父様が認知症や寝たきりになると、アパートの家賃管理や、修繕等の契約行為ができなくなります。父から子へ信託することで、契約日その日から、父と子で話し合いながら不動産の管理を進めることができます。



## 介護の時代を安心して迎えるために

家族信託に関わる様々な問題にチームで対応いたします。まずはお電話を。



一般社団法人民事信託相談センター  
〒231-0063 神奈川県横浜市中区花咲町3-87 NSGビル401  
**0120-408-409**  
(受付時間 平日9:00~18:00)  
E-mail : k.h@minjishintaku.org  
<https://www.minjishintaku.org/>

セミナーは毎月開催しています。詳しくはHPをご覧ください。

民事信託相談センター

## あんしんの 認知症・介護対策

人生集大成の時  
信頼できる人に財産を託す

## 『家族信託』

認知症  
対策

介護費用  
対策

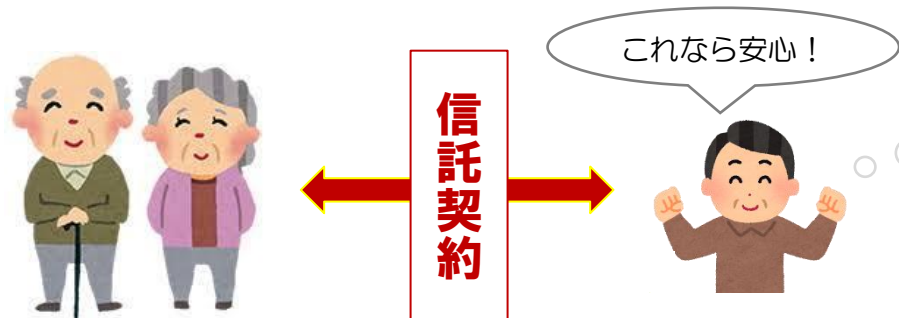
空き家  
対策

後見制度  
の前に



# 家族信託とは

もし親御さんが認知症になってしまうと、本人名義の口座が凍結されたり、ご自宅の手続きができなくなることがあります。  
 家族信託とは、ご本人（委託者）が判断できるときに、あらかじめ信頼できる家族等（受託者）に財産の管理を託す契約をしておく制度です。  
 これにより、万一ご本人が認知症等により判断ができなくなっても、代わりに家族が銀行や自宅の対応ができるようになります。  
 介護の時代に備えるための対策として、今、注目されています！



まずは将来の介護の準備について話をしましょう！

相談料  
無料



家族信託セミナーは毎月開催しています。詳しくはホームページをご覧ください。

民事信託相談センター

ステップ 1 セミナー&個別の相談  
 心配ごとの解決に、家族信託が有効かどうか、まずはご相談ください。

ステップ 2 ご家族での話し合い  
 ※最も重要です。  
 弊社相談員と提携専門家が、基本的にはご実家へ伺いし、皆様のご意見やお考えを十分にお聞きして、心配ごとを解決できるよう、お話し合いをサポートします。

ステップ 3 契約に向けての準備  
 必要書類の手配をし、契約書案を事前にご確認いただき、調整していきます。

ステップ 4 ご契約  
 公証役場での公正証書契約、または弊社立会いの信託契約書を作成します。

ステップ 5 不動産登記  
 弊社提携の司法書士が、信託不動産登記を行います。※不動産を信託する場合のみ

家族信託なら、成年後見制度に頼らず認知症等の対策ができます！

